



Title	上博楚簡『慎子曰恭儉』の文献的性格
Author(s)	竹田, 健二
Citation	中国研究集刊. 2007, 45, p. 108-120
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60819
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

上博楚簡『慎子曰恭儉』の文献的性格

竹田 健二

はじめに

上博楚簡『慎子曰恭儉』は、馬承源主編『上海博物館藏戰国楚竹書（六）』（上海古籍出版社、二〇〇七年七月）により公開された古佚文献である。小論では、この『慎子曰恭儉』の内容を検討し、その文献的性格について考察する。

検討に先立ち、釈読を担当した李朝遠氏の「説明」と釈文とを踏まえ、一部私見を加えた書誌情報を示しておく。

・残存する竹簡は六簡。文字数は合計百二十七字で、合文一字を含む。李朝遠氏は、合文を二字、文字数の合計を百二十八字としており、第5簡の「𠂔」について、合文符号が誤って書き落とされていると見なしてこれを合文に含めている。しかし、第5簡の用例は合文符号の書

き落としてはないと考えられる。

・『慎子曰恭儉』との篇題が、第3簡の背面に記されている。篇題は、第1簡冒頭部の五字と完全に同一である。

・六簡の簡長は、32 cm¹、21.4 cm²。六簡はすべて、竹簡の下部が残欠している残簡である。なお、李朝遠氏は第1簡を「完整」とするが、写真を見る限り、竹簡の下端には残欠が認められる。その残欠している部分に文字が記されていたかどうかは不明だが、第1簡の竹簡の上端から第一契口までの長さが約7.8 cmであるのに対して、第二契口から竹簡の下端までの長さは6.1 cmと、1.6³、1.7 cm程度短い。ここから、残欠した部分に文字が一字程度記されていた可能性があると推測される。

・編綫は両道。簡端は平斉。竹簡の上端と第一字目との間には、ほとんど留白の部分がなない。

・李朝遠氏は、契口の数が編綫数より多く、また編綫部

が竹簡の文字の上に重なっていると指摘し、こうした原因としては廃品の再利用などが考えられるが、今後の研究を待つ必要がある、と述べている。李朝遠氏は具体的にどの簡のことであるのかを明示していないが、拡大カメラ写真によれば、第6簡の第一・第二編綫部には、確かに複数の契口が存在するようである。また、第5簡・第6簡の第一編綫部の痕跡は、それぞれ文字の真上にほぼ位置していると見られる。

一 『慎子曰恭儉』の解釈

本章では、『慎子曰恭儉』の筆者の解釈を示す。なお、すべての簡に残欠があるだけではなく、本文献には脱簡が存在する可能性が高いと考えられ、本文献に属する六簡の連接を確定することが極めて困難である。このため、ここでは李朝遠氏の原釈文における竹簡の配列に従いつつ、各簡ごとに解釈を示すことにする(注1)。

第1簡

【本文】慎子曰、恭儉以立身。堅強以立志。忠質以反貞。逆友以載道。精潔以巽藝。□(注2)

【書き下し文】慎子曰く、「恭儉にして以て身を立てん。

堅強にして以て志を立てん。忠質にして以て貞しきに反らん。友を逆えて以て道を載はん。法に精しくして以て藝を巽へん。□

【現代語訳】慎先生はこのようにおっしゃった。(他者に)恭しく(自ら)つつましくして、一人前になりなさい。(自らを)堅く強く保って、その志を持続しなさい。内面をしっかりと充実させて、正しいあり方に立ち返りなさい。友と交わって人としての道を実践しなさい。(礼の)規範に通じて才芸を身につけなさい。…

第2簡

【本文】〔莫偏〕(注3)／焉。恭以爲禮儉。莫偏焉。信以爲言。莫偏焉。強以庚志。…

【書き下し文】〔…、偏る莫かれ〕。恭しくして以て礼儉を為さん。偏る莫かれ。信にして以て言を為さん。偏る莫かれ。強くして以て志を庚がん。…

【現代語訳】〔偏ってはならない〕。(他者に)恭しくして、そうして礼に則りつつましくありなさい。偏ってはならない。内面を(嘘偽りのない)本当にして、そうして発言なさい。偏ってはならない。強く丈夫にして、そうしてその志を維持しなさい。…

第3簡

【本文】「…」／物以丕身、中處而不顧、任德以俟。故曰、「靜」。斷室…

【書き下し文】物を「…して」以て身に丕よげ、中處して顧かへらず、德に任じて以て俟まちつ。故に曰く、「静かなり」と。斷室注5…

【現代語訳】（立派な人物は、）外界の事物と…、そうして（その外物を）己の身に取り込み、中央に位置して偏ることなく、自らの德の力に任せて（しかるべき機会を）待つ。だからこそ「静かである」と言うのである。…

第4簡

【本文】苟得用於世、均分而廣施、恃德而傍義、民之…
【書き下し文】苟も世に用いらるるを得れば、均しく分ちて広く施し、德を待みて義に傍より、民の…

【現代語訳】もしも為政者となる機会を得たのであれば、（民に対して富を）均等に広く配分して、己の德をたのんで義に近づき、民の…

第5簡

【本文】「…」／祿、不彊其志、故曰「強」。首戴茅蒲、撰筱執鉏、腴畎傭耕、必於

【書き下し文】「…」祿、其の志を彊なえず。故に曰く、「強なり」と。首には茅蒲を戴せ、筱を撰えり鉏を執り、腴畎に傭耕すれば、必ず…に於て…注6

【現代語訳】…その志を押さえ込むことをしない。だからこそ「強い」と言うのである。頭に雨具をのせ、草を刈る器具を持ち、鋤を持ち、耕作地に行つて農耕に従事すれば、必ず…

第6簡

【本文】踐今、爲民之故。仁之至。是以君子向方知道、不可以疑。臨…

【書き下し文】踐今、民の故を為す。仁の至なり。是を以て君子は方を向き、道を知りて、以て疑う可からず。臨…注7

【現代語訳】…、民の生活の基盤を治める。これこそが最高の仁である。こういう訳で、君子は（自らが）正しい方向を向き、為すべき道を知り、そうして（それらを）疑つてはならない。…に臨んで…

二 『慎子曰恭儉』の内容と文献的性格

先述の通り、『慎子曰恭儉』は、竹簡の残欠や脱簡の存

在などのために竹簡の連接を確定できず、その内容を詳細に把握することは甚だ困難であるが、本章では、内容について特に注目される点を抽出し、可能な限り文献全体の性格について推測してみることにしたい。

本文の内容で注目すべき点は、先ず第一に、未だ人格が完成していない人物に対する訓戒が、数多く述べられている点である。

第1簡における「恭儉にして以て身を立てん。堅強にして以て志を立てん。忠實にして以て貞しきに反らん。友を逆えて以て道を載はん。法に精しくして以て藝を異へん」との主張は、当然のことながら、未だ十分に「身を立て」、「志を立て」、「貞しきに反」り、「道を載」い、「法に精し」い、といったことを実現し得ていない人物を対象とした主張であると見られ、いずれもそうした人物に向けての訓戒であつたと考えられる。また第2簡においては、「恭しくして以て礼儉を為すことや「信にして以て言を為すこと、「強にして以て志を庚ぐことが要請され、規範から逸脱することを禁ずる「偏る莫かれ」との語が繰り返されている。更に第3簡においては、「中処して頗らず、徳に任じて以て俟」つこと、つまり中央に位置して偏ることなく、自らの徳の力に任せて過激な行動を抑制することが求められている。これらについて

も、未熟であり、ともすれば偏つた行動を取りかねない人物に対する訓戒と考えられる。

第二に、こうした訓戒の対象となつている人物は、後日民を統治する立場に立つことが想定されている点である。

すなわち、第4簡においては、「苟も世に用いらるを得」た場合には、富を「均しく分かちて広く施す」べきことが主張されている。同じ第4簡の末尾の部分に「民」の語が登場していることから判断して、この箇所は、民に対する統治について言及しているものと考えられる。すなわち、富を「均しく分かちて広く施す」というのも、民に対する統治行為としてのことであり、また「世に用いらるを得」ることとは、為政者となることを意味していると考えられる。

更に第6簡には、「民」とともに「君子」の語が登場し、「民の故を為す」こと、つまり民の生活の基盤を治めることが「仁の至」として高く評価されている。そして、そのために「君子」たる者は、正しい方向を向いて為すべき道を知り、またその方向や道を疑つてはならないと説かれている。この部分は、明らかに為政者たるべき者の心得が説かれていると考えられる。

以上のことから、第1簡から第3簡にかけて説かれて

いた訓戒も、広く一般の人間に向けてのものではなく、後日為政者になるべき人物を対象とするものだったのであり、『慎子曰恭儉』は、全体として、いずれ為政者となる人物を対象とする訓戒を集めた文献であつた可能性が高いと考えられる。

なお、李朝遠氏は、「似與儒家學說有關」と、断定を避けつつも、『慎子曰恭儉』の内容と儒家思想との関連性を指摘している。確かに『慎子曰恭儉』中には、儒家の発言とも思われる部分が見受けられる。例えば、「恭儉」と「禮」との関係についてである。李朝遠氏が「儒家經典中常見裕「恭儉」一詞、或いは「儒家經典中「恭」常与「禮」在一起」と指摘する通り、所謂儒家系文献中には、以下のように「恭」、「儉」、「禮」などを関連づける思考が存在する。

- (1) 有子曰、「信近於義、言可復也。恭近於禮、遠恥辱也。因不失其親、亦可宗也。」(『論語』学而篇)
- (2) 滕文公問爲國。孟子曰、「民事不可緩也。詩云、晝雨于茅。宵雨索綯。亟其乘屋。其始播百穀。民之爲道也。有恆產者、有恆心。無恆產者、無恆心。苟無恆心、放僻邪侈、無不爲已。及陷乎罪、然後從而刑之。是罔民也。焉有仁人在位、罔民而可爲

也。是故賢、君必恭儉禮下、取於民有制。『孟子』滕文公上篇)

- (3) 孟子曰、「恭者不侮人、儉者不奪人。侮奪人之君、惟恐不順焉。惡得爲恭儉。恭儉豈可以聲音笑貌爲哉。」(『孟子』離婁上篇)

- (4) 曾子曰、「晏子可謂知禮也已、恭敬之有焉。」有若曰、「晏子一狐裘三十年、遣車一乘、及墓而反。國君七個、遣車七乘。大夫五個、遣車五乘。晏子焉知禮。」曾子曰、「國無道、君子恥盈禮焉。國奢、則示之以儉、國儉、則示之以禮。」(『礼記』檀弓下篇)

- (5) 子貢見師乙而問焉曰、「賜聞、聲歌各有宜也、如賜者、宜何歌也。」師乙曰、「乙賤工也、何足以問所宜。請、誦其所聞。而吾子自執焉。寬而靜、柔而正者宜歌頌。廣大而靜、疏達而信者宜歌大雅。恭儉而好禮者宜歌小雅。」(『礼記』樂記篇)

- (6) 子曰、「恭近禮、儉近仁、信近情、敬讓以行此、雖有過、其不甚矣。夫恭寡過、情可信、儉易容也。以此失之者、不亦鮮乎。詩曰、『溫溫恭人、惟德之基。』」(『礼記』表記篇)

- (7) 子曰、「下之事上也、雖有庇民之大德、不敢有君民之心。仁之厚也。是故君子恭儉以求役仁。信讓以

求役禮。不自尚其事、不自尊其身。儉於位而寡於欲、讓於賢、卑己而尊人、小心而畏義、求以事君。

『礼記』表記篇

- (8) 孔子曰、「入其國、其教可知也。其爲人也、溫柔敦厚、詩教也。疏通知遠、書教也。廣博易良、樂教也。絜靜精微、易教也。恭儉莊敬、禮教也。屬辭比事、春秋教也。故詩之失愚。書之失誣。樂之失奢。易之失賊。禮之失煩。春秋之失亂。其爲人也、溫柔敦厚而不愚、則深於詩者也。疏通知遠而不誣、則深於書者也。廣博易良而不奢、則深於樂者也。絜靜精微而不賊、則深於易者也。恭儉莊敬而不煩、則深於禮者也。屬辭比事而不亂、則深於春秋者也。」

『礼記』経解篇

しかしながら、こうした「恭」、「儉」、「禮」などを関連づける思考は、儒家のみが主張する、儒家特有の思考であった訳ではないと考えられる。そのことは、以下に示す『左伝』の用例から確認することが出来る。

- (9) 世之治也、諸侯間於天子之事、則相朝也。於是乎有享宴之禮。享以訓共儉、宴以示慈惠。共儉以行禮、而慈惠以布政。政以禮成、民是以息。百官承

事、朝而不夕。(成公十二年)

- (10) 二月乙酉朔、晉悼公即位於朝。始命百官、施舍已責、逮鰥寡、振廢滯、匡乏困、救災患、禁淫慝、薄賦斂、宥罪戾、節器用、時用民、欲無犯時。使魏相・士魴・魏頡・趙武爲卿。荀家・荀會・欒黶・韓無忌爲公族大夫、使訓卿之子弟共儉孝弟。(成公十八年)

- (11) 二十四年、春、刻其桷、皆非禮也。御孫諫曰、「臣聞之、『儉、德之共也。侈、惡之大也。』先君有共德、而君納諸大惡、無乃不可乎。」(莊公二十四年)

こうした『左伝』の用例から、国家を統治し礼を実践する爲政者は「共儉」であるべきだとの認識が、春秋期或いはそれ以降の知識人の中に広く存在していたと推測される(注8)。

また、『慎子曰恭儉』においては、「堅強」であるべきとする思考や、「立志」に関する言及が存在するが、『左伝』においても類似した思考を認めることができる。

- (12) 爲歸汝陽之田故、諸侯貳於晉。晉人懼、會於蒲、以尋馬陵之盟。季文子謂范文子曰、「德則不競、尋盟何爲。」范文子曰、「勤以撫之、寬以待之、堅彊

以御之、明神以要之、柔服而伐貳、德之次也。」
是行也、將始會吳、吳人不至。（成公九年）

(13) 令尹將死矣、不及三年。求逞志而棄信、志將逞乎。

志以發言、言以出信、信以立志。參以定之。信亡、
何以及三。（襄公二十七年）

このため、『慎子曰恭儉』において説かれている訓戒を
儒家の立場からのものと限定することはできないと見る
べきであろう。

以上、本章では、『慎子曰恭儉』は基本的に後日為政者
になるべき人物を対象とする訓戒の書であると考えられ
ること、またその訓戒は、儒家の立場から行われたもの
であるとは限定できないことを述べた。次章では、『慎子
曰恭儉』の作者やその成立時期の問題について検討する。

三 『慎子曰恭儉』の作者とその成立時期

先ず『慎子曰恭儉』の作者や成立年代に関して言及す
る先行研究について確認しておこう。

『上海博物館藏戰國楚竹書（六）』において釈読を担当
した李朝遠氏は、『慎子曰恭儉』に登場する「慎子」は慎
到のことであるとした上で、慎到は一般的には法家と見

なされるが、本文献の内容は、現存する各種版本の『慎
子』の中に見出すことができず、儒家の学説と関係があ
ると指摘し、本文献の「慎子」が伝世文献の伝える「慎
子」と同一人物であるかどうかは今後研究が必要である
と述べている。

これに対して陳偉氏は、伝世文献中に見られる「慎子」
は、すべて同一人物である訳では恐らくないとした上で、
『慎子曰恭儉』の思想内容の傾向から見て、この文献は
慎到が作ったものではないとし、『慎子曰恭儉』の作者は、
頃襄王の傳であつた慎子であつた可能性があること、そ
うであるとすれば、この文献はおよそ楚の懷王の治世（前
三二八～前二九九）か、或いは頃襄王の即位後、東遷の
前（前二九八～前二七九）であり、頃襄王が太子であつ
た前三〇〇より前の時期に成立した可能性が最も高いこ
とを指摘する（註9）。

また李銳氏は、本文献は体裁から見て、慎子の後学の
手になる文献である可能性があること、『戰國策』に登場
する楚の襄王の傳であるところの「慎子」は、年代的に
は慎到のことである可能性があり、また因循の術を重視
している点からは「黃老道德の術を学ぶ」学派であつた
慎到である可能性が考えられること、更に『慎子』佚文
によれば慎子が六藝を研究した形跡があり、慎到が齊に

において威信を有し、太子の教育係にふさわしい人物であったと見られることなどを指摘し、『慎子曰恭儉』は慎到の後学の手になるもので、『慎子』に属するものである可能性があるとする^(注10)。

更に張崇礼氏は、基本的に李銳氏の説を支持し、『慎子曰恭儉』は『慎子』の佚文であり、稷下の黄老学派の手になる文献であるとする^(注11)。

こうした先行研究に関していささか奇妙に感じられるのは、上博楚簡自体の書写年代や、副葬された『慎子曰恭儉』とその原本との関係について、十分な配慮がなされていないように見受けられる点である。『慎子曰恭儉』の成立時期やその作者を考える際、上博楚簡の書写年代がその下限となることは当然であり、等閑に付するべきではない^(注12)。

周知の通り、上博楚簡は炭素14による年代測定の結果、前三七三年から前二四三年の書写と推定されている。また郭店楚簡との関連から白起拔郢の前二七八年が下限と考えられ、前三七三年から前二七八年には書写されて、楚の貴族の墓に副葬されたと考えられる。また、原本が成立した後、書写を重ねて書物が流布するには、或る程度の時間を要すると推測される。このため、『慎子曰恭儉』の原本の成立時期は、恐らく戦国時代の前期か、或いは

それ以前にまでさかのぼると見るべきである。

こうした点から見て、先に挙げた三氏の見解は、何れも問題があると思われる。

特に李銳氏や張崇礼氏が主張するように、『慎子曰恭儉』を慎子の後学の手になるもので、『慎子』の佚文だとした場合、問題となるのは、慎到の後学が活動した時期についてである。稷下の学士として著名である慎到自身が活躍した時期は、おおよそ斉の威王や宣王の在位した時期、すなわち前三五六―前三〇一頃と重なると見られる。慎到の没年は不明であるが、錢穆氏の『先秦諸子繫年』においては、慎到の没年は前二九六―二七八頃と推定されている。錢穆説に従うならば、慎到の後学の活動時期は、白起拔郢の前二七八年より後と推測され、上博楚簡の書写された可能性のある時期と重ならないことになってしまう。このため、李銳氏や張崇礼氏の見解は成立しない。但し、李朝遠氏は慎到の没年を前三二五年としており、そうであったとすれば、上博楚簡の書写された可能性のある時期と慎到の後学の活動時期とは、最長で三十数年程度は重なっていることになる。しかしながら、慎到の後学がその師の没後『慎子曰恭儉』を成立させるまでに要した時間、またその原本が成立した後に、書写を重ねてテキストが流通するために要した時間、更には

墓主が『慎子曰恭儉』を入手してから没するまでの時間などを考慮すれば、『慎子曰恭儉』が慎子の後学の手になるものである可能性はかなり低いと考えられる。

また思想内容に関して、陳偉氏が『慎子曰恭儉』の思想内容について、慎到との関連性を強く否定している点は極めて妥当である。もとより、現存する各種版本の『慎子』がどの程度慎到の思想を伝えているのかについては問題があり、『慎子曰恭儉』と慎到の思想との関連性を検討すること自体極めて困難である。しかし、最も信頼できるとされる守山閣本『慎子』について見ても、その中に『慎子曰恭儉』と確実に重なる思想内容を見出すことはできない。また、諸子の文献の中で慎到の思想に関して言及するものを見ても、やはり『慎子曰恭儉』と確実に関連する内容を認めることはできない。

(14) 慎子有見於後、無見於先。(『荀子』天論篇)

(15) 慎子蔽於法而不知賢。(『荀子』解蔽篇)

(16) 慎子曰、「飛龍乘雲、騰蛇遊霧、雲罷霧霽、而龍蛇

與螭螳同矣、則失其所乘也。賢人而詘於不肖者、則權輕位卑也。不肖而能服於賢者、則權重位尊也。

堯爲匹夫、不能治三人、而桀爲天子、能亂天下、吾以此知勢位之足恃、而賢智之不足慕也。夫弩弱

而矢高者、激於風也。身不肖而令行者、得助於衆也。堯教於隸屬而民不聽、至於南面而王天下、令則行、禁則止。由此觀之、賢智未足以服衆、而勢位足以詘賢者也。」(『韓非子』難勢篇)

(17) 慎子曰、「今一免走、百人逐之。非一免足爲百人分也、由未定。由未定、堯且屈力、而況衆庶人乎。積兔滿市、行者不顧。非不欲免也、分已定矣。分已定、人雖鄙不爭。故治天下及國、在乎定分而已矣。」(『呂氏春秋』審分覽)

右に挙げた『荀子』・『韓非子』・『呂氏春秋』の言及からは、慎到の思想が、君主個人の賢知を否定し、勢・法・分などを重視する面を有していたことを窺うことができる。しかし、『慎子曰恭儉』においてそうした面を確認することはできない。第1簡に見られる「法」にしても、前後の内容から見て、慎到の主張するような君主の個人の賢知に代わる統治手段と理解することはできないのである。

以上のように、上博楚簡の書写年代と慎到の思想との関連とから考えるならば、『慎子曰恭儉』に登場する「慎子」を慎到と見なし、その文献の成立を慎到の後学によるとする見解には、問題があるとしなければならず、従

うことはできない。また、『慎子曰恭儉』は楚の懷王の治世（前三二八〜前二九九）か、或いは頃襄王の即位後、東遷の前（前二九八〜前二七九）に成立したと見る陳偉氏の見解についても、そうであったとすれば、『慎子曰恭儉』の原本成立後、書写を繰り返してテキストが流通し、その中の一本を墓主が入手し、更にその死後副葬されるに至るまで、かなり急速に進んだと見なければならぬ。陳偉氏の指摘する可能性を排除することはできないが、可能性はさほど高くはないと推測される。また「慎子」が頃襄王の傳であつたとする根拠についても、甚だ薄弱であると思われる。

それでは、『慎子曰恭儉』の成立時期や作者については、どのように考えるべきであろうか。上博楚簡の書写年代から見て、『慎子曰恭儉』の成立時期は戦国時代初期以前にさかのぼると考えられるのであるから、『慎子曰恭儉』中に発言が引用されている「慎子」は、当然慎到のことではなく、戦国初期以前に活動していた誰かということになる。陳偉氏が指摘する通り、伝世文献中に見られる「慎子」がすべて同一人物であつたとは考えられない。また、伝世文献に登場しない未知の「慎子」が戦国時代初期以前に存在していたということは、あり得ないことではない。『慎子曰恭儉』は、そうした未知の「慎子」の

発言を引用、或いは抽出して、戦国時代初期以前に成立したと推測するのが妥当と思われる。

なお、『慎子曰恭儉』の作者については、未知の「慎子」の後学である可能性も考えられるが、文献全体の構成によつては、そうではなかつたとも考えられ、必ずしも「慎子」の後学に限定することはできない。

すなわち、先述の通り、『慎子曰恭儉』第3簡の背面に記されている篇題は、第1簡冒頭部の五字と完全に同一である。このため、本文献の篇題は文献全体の冒頭の文字をそのまま取つて付けられているのであり、第1簡が『慎子曰恭儉』の冒頭に位置したことは確実と見られる。

第1簡冒頭の「慎子曰」に続く発言が、果たしてどのような状況においてなされたのかの説明が全く無い点は、訓戒の書としての本文献の性格と合致していると見て良いが、問題は、『慎子曰恭儉』の全体が、この冒頭からの「慎子」の一つの発言によつて構成されていたのかどうか、という点である。

現存する竹簡を見る限り、明らかに発言が始まっているのは第1簡冒頭の箇所のみである。しかし、例えば農業に関して言及する第5簡も含めて、すべての竹簡の内容が一つの発言に収まつていたとは考えがたい。現存する竹簡全体の内容から見ると、『慎子曰恭儉』の中には、

複数の発言が並列されていたと考えるのが妥当であろう。

その複数の発言が、すべて「慎子」の発言であった可能性ももちろん考えられる。この場合、『慎子曰恭儉』は「慎子」の発言を集める意図で編纂されたと推測され、そうした意図を有していた作者としては、未知の「慎子」の後学であつた可能性が当然考えられよう^{〔注13〕}。

しかし、『慎子曰恭儉』を構成する複数の発言は「慎子」のものばかりだったのではなく、複数の人物の発言であつた可能性もまた十分に考えられる。複数の書物などからの引用・抄出によつて、為政者たるべき者に対する訓戒の書が構成されていたとしても不自然ではない。『慎子曰恭儉』の冒頭が「慎子」の発言からの引用であるというのも、偶然そうなつていただけのことなのかも知れないのである^{〔注14〕}。『慎子曰恭儉』が、「慎子」を含む複数の人物の発言によつて構成されていたとするならば、この訓戒の書の作者が「慎子」の後学であつたと限定することはできない。

残念ながら、竹簡の残欠や脱簡などのため、『慎子曰恭儉』が「慎子」の発言のみを引用していたのか、それとも複数の人物の発言を引用していたのかは、現時点では判断できない。ここでは、そうした二通りの可能性が存在し、『慎子曰恭儉』の作者を「慎子」の後学に限定する

ことはできないと指摘するに止めておく^{〔注15〕}。

おわりに

『慎子曰恭儉』は、後日為政者になるべき人物を対象とする訓戒の書であり、その成立は戦国時代初期以前にさかのぼると考えられるが、竹簡の残欠や脱簡などにより、なお理解できない不明の部分も少なくはない。上博楚簡が断簡も含めてすべて公開されて、その全容が明らかになった時には、『慎子曰恭儉』の残欠部分や脱簡が発見される可能性も低くはないと思われる。今後そうした発見により、『慎子曰恭儉』に残る不明な点や、或いは伝世文献に登場しない未知の「慎子」について、解明が進むことを期待したい。

注

- (1) 解釈に当たっては、李朝遠氏の釈文の他、下記の先行研究を参考にした。陳偉「上博竹書《慎子曰恭儉》初讀」(武漢大学簡帛研究中心「簡帛網」、七月五日)、何有祖「《慎子曰恭儉》札記」(武漢大学簡帛研究中心「簡帛網」、七月五日)、劉洪濤「上博竹書《慎子曰恭儉》校讀」(武漢大学簡

帛研究中心「簡帛網」、七月六日）、李銳『《慎子曰恭儉》學派屬性初探』（武漢大學簡帛研究中心「簡帛網」、七月九日）、陳偉『《慎子曰恭儉》校讀』（武漢大學簡帛研究中心「簡帛網」、七月十九日）。陳劍『讀《上博（六）》短札五則』（武漢大學簡帛研究中心「簡帛網」、七月二十日）。

(2) 第1簡の下端部の残欠した箇所には、文字が一字程度記されていた可能性が考えられる。

(3) 句形から見て、第2簡は「莫偏焉。△以爲B。」の句が反復されていると見られる。このため、第2簡の前に位置した竹簡の末尾にも、「莫偏」の文字が記されていたと推測される。この二字が、第1簡の残欠した下端部に記されていた可能性も排除はできないが、第1簡とは異なる簡に記されていたとも考えられ、しかもそれは第2、3、6簡以外の脱簡であつた可能性も十分考えられる。

(4) 注(1) 前掲の陳偉『《慎子曰恭儉》校讀』が指摘するように、第3簡の間に位置した竹簡の末尾には、第3簡冒頭にある「物」を目的語とする動詞が記されていたと見られる。但し、その動詞の上で否定の語が記されていた可能性もあり、全体としての文意は確定できない。

(5) 第3簡の「故曰、『靜』」、及び第5簡の「故曰『強』」については、注(1) 前掲の李銳氏の解釈に従った。なお、第3簡末尾の「斷室」については不明である。

(6) 第5簡冒頭の「祿」については不明である。また、「首戴」以下の解釈については、注(1) 前掲の陳偉氏『《慎子曰恭儉》校讀』に従った。

(7) 第6簡冒頭の「踐今」、及び簡末の「臨」については、不明である。

(8) 「恭」と「共」とは通ずる。なお、李銳氏は、「恭儉」「中處而不顧」「向方知道」などの語は、広く諸子が述べるところの「公言」に属すると指摘している。注(1) 前掲『《慎子曰恭儉》學派屬性初探』参照。

(9) 注(1) 前掲「上博竹書《慎子曰恭儉》初讀」参照。

(10) 注(1) 前掲『《慎子曰恭儉》學派屬性初探』参照。

(11) 「談《慎子曰恭儉》的思想屬性」（「簡帛研究網」、二〇〇七年八月二十三日）参照。

(12) 二〇〇七年十一月十・十一日に台湾大学で開催された「二〇〇七中国簡帛學國際論壇」（主催：国立台湾大学中国文學系・武漢大學簡帛研究中心・芝加哥大学顧立雅古文字學研究中心）において発表された黃人二氏の「上博藏簡第六冊 慎子曰恭儉試釈」も、やはり上博楚簡自体の書写年代や原本との関係等について、全く言及していない。

(13) 前章で述べた通り、『慎子曰恭儉』の内容から見て、作者が儒家に属するとは限定できない。

(14) 郭店楚簡・上博楚簡中の、篇題を有する文献について見

た場合、その篇題の付け方は一様ではなく、文献全体の内容を表す場合もあれば、文献の冒頭の数字が篇題となっている場合もある。『慎子曰恭儉』の場合、第3簡の背面に記されている篇題は、第1簡の冒頭の五字と完全に一致しており、文献の冒頭に位置する文字がそのまま篇題となっているケースと考えられる。従って、篇題を根拠に、『慎子曰恭儉』全体が「慎子」の発言の引用であったと考えることはできない。

(15) 郭店楚簡・上博楚簡中には、例えば『内礼』や『昔者君老』のように、為政者たる者への訓戒を主題とする文献が存在しているが、それらが果たして出土した楚において成立した文献であったのか、それとも他の地域において成立し、楚に伝来したものであったのかについては、にわかに判断しがたい。『慎子曰恭儉』の場合、文献中に楚との関連性を明示する語、例えば固有名詞は全く含まれていない。このため、この文献は楚以外の地域において成立し、楚に伝来したものである可能性が考えられよう。しかし、例えばこの文献が複数の書物などからの引用・抄出によって構成されたものだったとするならば、楚において成立した可能性も同時に考えられる。現時点では、いずれかに限定することは不可能である。

〔付記〕

本稿は、日本学術振興会・科学研究費補助金 基盤研究（B）「戦国楚簡の総合的研究」（研究代表者・湯浅邦弘教授〈大阪大学大学院〉）による研究成果の一部である。